

# 環 境 宣 言

## 基本理念

精華町は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減及び環境保護に努力します。

## 方 針

精華町は、第5次総合計画の中で将来像を実現していくための基本的な考え方から「未来をひらく文化と環境のまちづくり」を掲げ、住民・行政・事業者が一体となり環境ネットワーク会議を立ち上げ、それぞれの立場で環境問題に取り組み、環境との共生のまちづくりを推進し、行政サービス事務事業等に係わる環境影響の低減を図るため、次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 本町の行政サービス事務事業等に係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。  
なお、環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含みます。
2. 本町の行政サービス事務事業等に係わる環境関連の法規及びその他の要求事項を遵守します。
3. 本町の行政サービス事務事業等に係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
  - (1) 省エネルギー化（電気使用量削減等）
  - (2) 省資源化（上下水道使用量削減等）
  - (3) 生物多様性に基づく緑化活動
  - (4) 啓発活動・環境美化活動
4. 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を組織の全員に周知するとともに一般の人々が入手できるようにします。
5. 京のアジェンダ21フォーラムのパートナーシップに基づく地域の環境改善活動に積極的に参画します。

上記の方針達成のために、環境改善目標を設定するとともに定期的に見直し、環境マネジメント活動を推進します。

制定日 平成20年10月31日

改定日 令和元年10月31日

精 華 町 長 杉 浦 正 省